

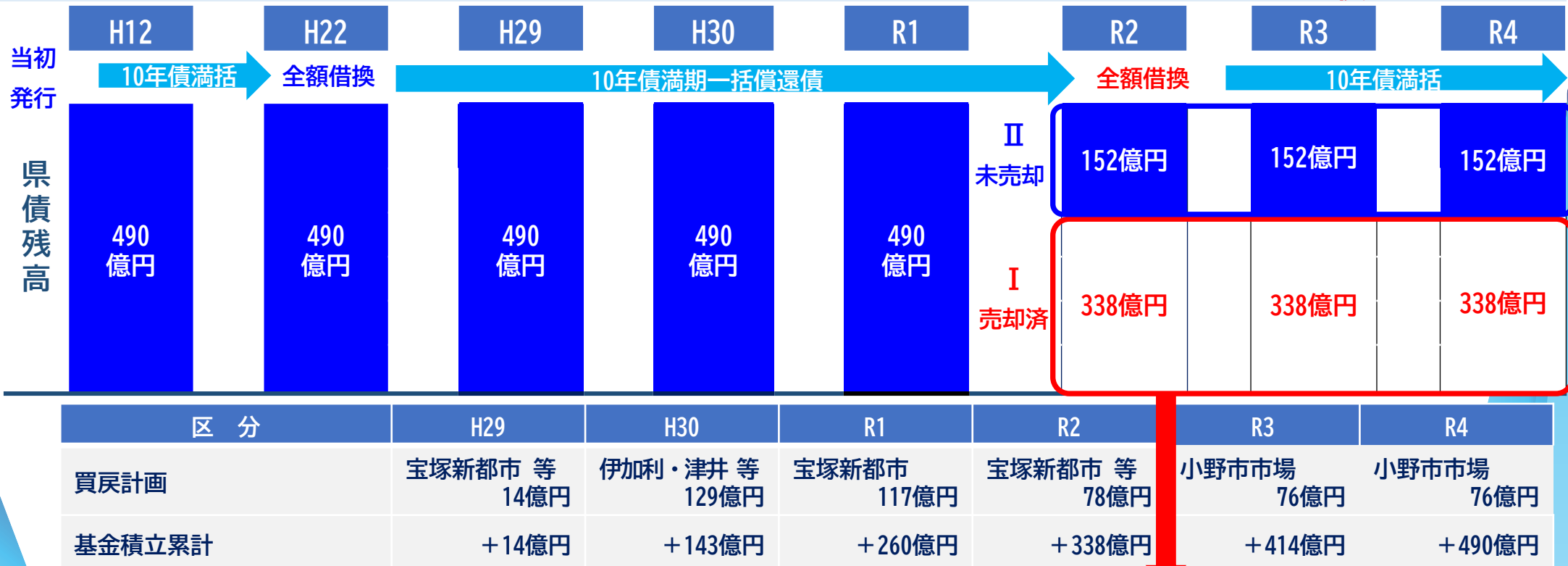
公共用地先行取得等事業債の取扱いについて

令和8年7月13日
財務部 財政課

公共用地先行取得等事業債の取扱い

- (経緯) ※将来の公共事業(道路、公園、学校など)に必要な用地を、実際の事業着手の前にあらかじめ取得するための資金
- ・ H12に公共用地先行取得等事業債※(以下「用先債」という。)を活用し用地特別会計(用地特会)で用地(計490億円)を取得。
 - ・ H22に10年債の満期が到来したものの、用地特会において土地売却収入が生じておらず償還財源がなかったため、全額借換
 - ・ H29から県有環境林特会において用地特会から用地を環境林として買戻しを開始。R4で全土地を買い戻し終了
- (あるべき姿)
- ・ 用先債は、土地売却(用地の買戻し)があった際に、当該売却収入を以て県債を償還するのが原則
 - ・ 償還時期未到来の場合は、**土地売却収入は一時的に基金に積み立て、償還のタイミングで取り崩して償還財源に充当**
 - ・ **土地未売却分の県債残高についてのみ借換**を実施
- (実際の姿)
- ・ 借換後の10年債の満期が到来したR2年度に償還財源となる**土地売却収入(338億円)**が生じていたため、借換額は未売却分の152億円とすべきところ、R2年度に売却済分を含めて用先債の全額借換(490億円=売却済:338億円+未売却:152億円)を行い、起債許可期限(R12)まで県債償還を繰り延べて基金残高を留保

→ 地財法に抵触する起債(下図 I)



基金残高(338億円)を留保

実質公債費比率算定における県債管理基金残高の修正及び見直し

- ✓ 実質公債費比率の将来推計にあたり、県債管理基金残高を検証した結果、修正及び見直すべき点が判明。
県債管理基金残高を修正等のうえ、再度、実質公債費比率を試算したところ、最大0.8%(単年度、3か年平均)悪化。

I 地財法に抵触する起債により留保した基金積立(338億円)の修正

- ・実質公債費比率の算定から控除(県債管理基金残高▲338億円)
- ・当該基金積立が指標に反映された令和3年度に遡って修正

II 用先債で取得した用地について生じた売却収入を基金に積んだ際の算定方法の見直し (従来の整理)

- ・当該売却収入は、過去に実施していた特定目的基金等の集約と同様、他の満括債の償還財源になり得るものと整理のうえ、償還期限が到来するまでの間、**実質公債費比率の算定上の基金残高に算入(+152億円)**

(望ましい姿)

- ・当該売却収入は用先債の償還財源であり、他の満括債の償還財源とすることは実態に即していないため、R4に解消した特定目的基金等の集約と同様、**実質公債費比率の算定上の基金残高から控除(▲152億円)**

(見直し内容)

- ・集約解消時と同様、将来にわたって(令和7年度決算から)、実質公債費比率の算定方法を見直し

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
修正前 ①	15.5%	15.9%	17.5%	17.9%	21.7%	21.1%	23.3%	23.6%	24.3%	24.2%	24.1%	24.1%	23.4%
3か年平均	15.4%	15.5%	16.3%	17.1%	19.0%	20.2%	22.0%	22.7%	23.7%	24.0%	24.2%	24.1%	23.8%
修正後 ②	15.7%	16.2%	17.7%	18.1%	22.1%	21.7%	23.9%	24.3%	25.1%	24.9%	24.1%	24.1%	23.4%
3か年平均	15.5%	15.7%	16.5%	17.3%	19.3%	20.7%	22.6%	23.3%	24.5%	24.8%	24.7%	24.3%	23.8%
差し引き②-①	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%
3か年平均	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.5%	0.2%	0.0%

※～R6:決算(決算の修正は、今後、監査等を経て確定) R7～:今後の見通し